

令和元年度第7回  
「東京2020オリンピック・パラリンピック  
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

令和元年11月22日（金）  
都庁第二本庁舎31階特別会議室27

(午後5時00分開会)

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、委員の皆様方には御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

只今より、令和元年度第7回「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

初めに、評価委員会を公開で行うことについてでございますが「評価委員会の設置及び運営に関する要綱」第6条の規定に基づき、公開とさせていただきます。

本日、傍聴の方はいらっしゃいません。

また、中口先生が少し遅れていらっしゃるということなので、御了承の方、よろしく願いいたします。

本日は、会議次第でございますとおり、議事1「全体計画・競技」の項目別審議。こちらは3項目「大気等」「騒音・振動」「衛生」になります。

議事2「お台場海浜公園」の評価書及びフォローアップ計画書の報告、

議事3「大井ホッケー競技場」のフォローアップ報告書の報告となっております。

それでは、ここからは会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○柳会長 分かりました。それでは、早速ですが、議事に従って進めて参りたいと思います。

まず、議事1「全体計画・競技について」です。評価書案の項目別審議を行いたいと思います。

初めに、中項目「主要環境」の小項目「大気等」について審議を行います。

こちらは、片谷委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、説明させていただきます。

資料1をご覧ください。こちらの方を読み上げさせていただきます。

資料1

#### 審 議 資 料

項目：主要環境（大気等）

担当：片谷委員

#### 意 見

（全体計画）

### 【大気等】

- 1 本事業は、近年にない大規模なイベントであり、大会の開催に伴い、多くの関係車両の走行が予定される。また、競技施設等の周辺には、多くの住宅、教育施設、福祉施設、医療機関等の環境上配慮すべき施設が存在している。このことから、2019年夏の試行（輸送テスト）を踏まえたミティゲーションを充実させるとともに、関係車両の走行に当たっては周辺地域への環境負荷の一層の低減に努めること。

〔生活環境（騒音・振動）と共通〕

（全体計画）

### 【大気等】

- 2 大気等の予測においては、開催に当たっての東京都等の取組や活動状況を参考として、開催中の大気等の状況を類推する方法としているが、フォローアップでは、一般環境大気測定局などの測定値を用いて、大会の開催による大気等の変化の程度を定量的に示すこと。

（全体計画・競技）

### 【大気等】

- 3 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、2018年度の測定結果が公表されていることから、最新のデータに更新すること。

（競技）

### 【大気等】

- 4 競技者は競技中に激しい呼吸をするなど、一般市民と異なる身体的状況にあることから、それらを考慮した予測・評価を行うこと。

（競技〔マラソン（オリンピック）、競歩を除く。〕）

### 【大気等】

- 5 大会における取組を実践的に準備するためテストイベントを活用した実地検証を行うとしていることから、検証結果を明らかにするとともに、新たな対策を取りまとめた場合はその内容を記載すること。

〔生活環境（騒音・振動）と共通〕

大気等につきましては、以上5件の意見となります。

それでは、順番に説明させていただきます。

まず、1件目の意見についてで、こちらは騒音振動と共通の意見となっております。

評価書案の28ページをご覧くださいませでしょうか。「(3) 輸送・交通に係る取組」の「1) 大会関係者の輸送」で、表が真ん中の方にございまして、こちらに大会関係者の人数が記載されているところです。

こうした関係者の輸送ルートにつきましては、表の下の方にその設定の考え方が記載されております。ポツが3つございまして、高速道路を主とすることですとか、一般道路であっても4車線以上の道路を優先して選定することなどが記載されているところです。

一方で、競技施設等の周辺には住宅も存在するというので、ちょっと参考までに46ページあたりをご覧くださいませればと思いますけれども、こちらの馬事公苑の観客輸送ルートが記載された図になりますが、馬事公苑の周辺には住宅ですとか学校等が多く存在するというようになります。

また、隣の47ページの東京スタジアムに関しても周囲に住宅がございまして、1枚おめぐりいただきますと、48～49ページは有明地区の観客輸送ルートの図になってございまして、こちらの地区にも、会場のアセスメントのときにもいろいろとお話をさせていただきましたけれども、マンション、保育園、学校、医療施設等がございまして。

次に、142ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは大気等の項目のミティゲーションの部分になります。

「1) 大気汚染発生抑制に係る取組」で、低公害、低燃費車を活用するとか、エコドライブの周知徹底について挙げられてございまして、2) で先ほどの関係者輸送ルート設定の考え方、公共交通機関、シャトルバスを活用するというので、企業等にTDMの取組を働きかける、また、都庁自らが混雑緩和の取組を行うことなどが記載をされております。

今、申し上げたTDMに関しまして、前回もちょっと御説明をさせていただいたのでございませけれども、571ページをご覧くださいませでしょうか。こちらの方で「(ウ) 交通マネジメント推進に向けた2019年(令和元年)夏の試行」ということで説明がございまして、このように2019年夏の試行、輸送テストも行われておりますので、これを踏まえて、ミティゲーションを充実させるとともに、関係車両の走行に当たっては、周辺地域の住宅等、多くあるところもございまして、周辺地域への環境負荷の一層の低減に努めていただきたいということを一件目の意見としております。

次に、2件目の意見となります。評価書案の141ページをご覧くださいませでしょうか。こちらの「(2) 予測」の「4) 予測手法」の部分になります。こちらで大気等の予測につきましては、大会開催に当たっての東京都等の取組や活動状況を参考として、開催中の大気等

の状況を類推する方法によるとしておりまして、定性的に予測を行うとしております。

ただしフォローアップでは、一般環境大気測定局などの値ですとか活用可能なデータがございますので、こういったものを用いて、大会の開催による大気等の変化の程度を定量的に示していただきたいということが2件目の意見でございます。

次に、3件目の意見で、評価書132ページをご覧くださいませでしょうか。こちらの「4) 調査結果」でアのところには表がございます。こちらに二酸化窒素と浮遊粒子状物質の環境基準達成状況が記載されております。

こちらのデータにつきましては2017年度のデータとなっております、134ページにも図がございますが、二酸化窒素と浮遊粒子状物質の月平均値の変化というものが図で表されております。こちらも先程と同様、2017年度のデータとなっております。

今、御説明させていただいたのは全体計画の部分ですけれども、競技アセスの大気等の項目でも同様に2017年度のデータが使用されておりますが、現在は2018年度の測定結果が公表されておりますので、最新のデータに更新をいただきたいというのが3件目の意見でございます。

次に、4件目の意見で、こちら以降は競技の大気等に関する意見となります。

評価書案の683ページをご覧くださいませでしょうか。こちらの方に表9.4.1-2ということで表がございますけれども、こちらではロードレースのコースに近接した一般局の測定結果が、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、共に環境基準を満足しているということを示しております。

また、この表の下の中段以降でございますが、2018年度の7月及び9月の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の1時間値の最高値の時間変動につきましても、いずれの競技の時間帯においても環境基準値を満足しているということが記載をされてございます。

今、競技の一例としてロードレースのところで御説明をさせていただきましたけれども、全ての陸域競技に関しまして、共通して競技者は競技中に一般の、通常の状態よりも激しい呼吸をするということで、一般の市民の方と異なる身体的状況にあるということがありますので、こういったことを考慮した予測評価を行っていただきたいということを4件目の意見としてございます。

大気等の最後の意見になります。5件目の意見についてでございます。こちらはオリンピックのマラソン、競歩を除く意見となります。また、騒音・振動と共通の意見となっております。

693ページをご覧くださいでしょうか。またロードレースを例として御説明させていただきます。「(3) ミティゲーション」の3つ目のポツでございますが、テストイベントを活用した実地検証を都と組織委員会が連携して行い、円滑な大会運営のための取組を推進するでございます。こちらの記載につきましては、他の陸域の競技の気象等の項目の中のミティゲーションの部分でも同様となっております。

今、ご覧いただきましたとおり、大会における取組を実践的に準備するため、テストイベントを活用した実地検証を行うとされておりますので、その検証結果を明らかにするとともに、新たな対策を取りまとめた場合はその内容記載をすることという意見を5件目の意見としてございます。

気象等の意見に関する説明については以上になります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、御担当の片谷委員、ただいまの説明につきまして補足がございましたら、お願いいたします。

○片谷委員 5項目ございますが、1から3につきましては、今、東條課長が説明された、全くそれで尽くされておりますので、特に補足で申し上げることはございません。

4番目なのですけれども、これがメインといいますか、通常のアセスと異なる部分で、通常の大気環境基準というのは日常生活をしている市民をターゲットにして検討されているものですので、競技に参加しているアスリートが置かれている状況とは少なからず異なるということが想定されます。

日本で同じことが起こるとは考えにくいのですけれども、北京オリンピックのときもそういう懸念から出場を辞退した選手がいたということもございます。そういった背景を考えますと、やはりこの一般市民を対象とした環境基準との比較というのが前面に押し出されているのは必ずしも適切でないと考えておまして、私自身も少し文献調査をしていましたが、環境基準に対して、どう補正を加えたらいいかみたいなことを明確に示すようなものはないわけなのですけれども、少なくとも競技中のアスリートは呼吸量が少なくとも増えるということは多くの文献が指摘しているところですので、何らかのそういうことを配慮した予測評価の記述があった方が望ましいという判断をしたということでございます。

非常に概略的でありますけれども、私の予想としては、評価の結論自体がひっくり返ることはないと見ておりますが、だとしても、この図書は残るものでありまして、英語に翻訳されるかどうかは分かりませんが、海外の人が見たときに、この東京都が実施したアセス

メントで、一般市民向けの環境基準でアスリートへの影響を評価したというふうに言われるのは関わっている一人として非常に本意ではございませんので、ぜひ何らかのそういうことに対する考慮した場合の評価という記述を加えていただきたい意図で意見を付けさせていただきました。

5番については、またこれも東條課長から御説明があったとおりでございます。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、他に御意見、御質問等ございますか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 評価書として、これで仕方がないのだろうと思うのですが、ちょっと気になるところがありまして、例えば先程御説明いただいた687ページのロードレースの結果のところ「5) 予測結果」ですが、一般局による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、いずれも環境基準を満足している。それはそのとおりで、この流れはそうで、そのとおりだろうというふうに見えるのです。

しかし「環境基準を満足している。環境基準は、人の健康の保護を考慮し設定されているものであることから、競技を行う上で支障が生じることはないと考えられる」と単純に書かれているのですが、ここも一般のアセスの方でも、予測評価は大体、二酸化窒素と浮遊粒子状物質についてのみやる。他のは予測ができないということではなかなかやらないのですけれども、これは実測との比較ということをやるというやり方をしているので、ちょっと気になるのは、この当日といいますか、そういうときに問題になってくるのは、むしろ熱中症みたいなものに密接に関連するのは光化学オキシダントの濃度であって、光化学オキシダントの濃度というのは、この論理からいくと全く環境基準を達成できていない。これは評価書としては仕方がないのかもしれないけれども、その部分のところを少し考えておく必要があるだろうというふうに思います。

これは、そういう意味では二酸化窒素及び浮遊粒子状物質がどうであるかということの他に、当日、光化学オキシダントがどういう状況になるか。これは朝9時のメタン、非メタン炭化水素の濃度で予測して警報を出すということをやります。その警報を出したときに、その警報というものをすぐに競技団体に伝えていただく必要があるだろう。競技を実施するかどうかの判断は競技団体の直接的のものと判断するというふうにしています。それをするとき、二酸化窒素と浮遊粒子状物質だけで事を済ませてしまうと、何をここの委員会では見て

いたのだと言われかねないので、一言申し上げておきます。

多分、そういうものについて、むしろそういう項目について、オリンピックのこういう当日ということでやってくると、少し気にしておく必要があるだろう。これは評価書を書き変えるという話では決してなくていいと思いますけれども、そういうことをやっていただいて、あるいはフォローアップ報告書のときに、そのときの光化学オキシダントの濃度はどうだったかということを中心に記載して評価していただきたいと思います。

これは多分、そういうことが起こらないという前提で考えていますが、万が一起こったときにどうだったかということは必ず議論になります。そこを少し考えていただかないといけないのかなというふうな感じを持っていますので、よろしく願いいたします。

ちょっと、この文章をこのまま書かれると「環境基準は、人の健康の保護を考慮し設定されているものであることから、競技を行う上で支障が生じることはないと考えられる」。確かに、この文章だけではそのとおりなのですが、その上で言っているのは二酸化窒素と浮遊粒子状物質だけであって、光化学オキシダントについては触れていないのです。このところはそのまま、ある意味で変な読まれ方をしてしまうと何を見ていたのだという批判をされるといけないと思いましたので、そういうことを一言申し上げておきたいと思います。

それと、評価書自体は通常のアセスメントでも二酸化窒素と浮遊粒子状物質だけでやっていますから、それはそれで結構なのですけれども、当日、そういうことを留意する項目として光化学オキシダントというものは少し見ておいていただく、あるいはオキシダントの注意報ないし警報というものをきっちり関係者で協議をしていただく必要があるだろうと思っています。

もう一つ、これも4番目のコメントですけれども、これは確かにそのとおりだと思いますが、これはこの中ではどこにも項目がないので何とも言えないのですが、実際には競技をしているときに、見に来る観客の人が、これもまた年齢層が随分違ってくるのですよ。そういったことを考えると、一応、環境基準は若者に対して一般の人という、労働者に対して一般の人といいますか、そういう配慮をして厳しくはしていますけれども、お年寄り等も含めて、それも一応配慮していることにはなっていますが、そういうこともあることを少し考えておく必要があるだろうと思っています。

ちょっと歩行者空間の話といいますか、暑さの話についても余りそこら辺の配慮がないのではないだろうかという感じがしますので、そこは留意をしていただく必要があるかと思えます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、事務局の方からお願いいたします。

○大塚設備調整担当課長 今の中杉委員の御発言につきましてですが、まずオキシダントと環境絡みに関しましては、都市オペレーションセンターの方で気象関係をつかんでおりますので、そちらについての警報なり何なりについては皆さんに行き届く形にはなるかと思っております。

その他、いろんな客層の方とか、スポーツをやられている、実際の競技者の方が受ける影響が違くだらうというところにつきましては、御意見として伺いましたので、反映できるところは反映させていきたいと思っております。

以上です。

○柳会長 中杉委員、よろしいですか。

○中杉委員 難しいので、要はこの文章をそのまま読まれると、ちょっと専門家としてどうなのだとことを言われかねないので、一言申し上げておきました。

そういうところまで配慮しなければいけない。今、課長がそういうことも配慮して、実際の運用をしていただけるということですので、それはぜひよろしくお願いいたします。

○柳会長 事務局の方で、評価書のときに、大会当日の光化学オキシダント情報等については、関係者間でよく十分調整しながら行うとか、そういうことについて触れた方がいいと思います。昔の柳町事件みたいなことがこの大会で起こってしまうとちょっと困りますので。

○大塚設備調整担当課長 今の柳会長の御発言も含めて、御意見として伺いましたので、反映できるところは反映していきたいと思っております。

○柳会長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、他に御意見がないようですので「大気等」につきましては、指摘の趣旨を評価委員意見案に入れることといたします。

次に、中項目「生活環境」の小項目「騒音・振動」についての審議を行います。

こちらは、山本委員に検討していただいております。

それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2をご覧ください。読み上げさせていただきます。

資料2

審議資料

項目：生活環境（騒音・振動）

担当：山本委員

## 意 見

（全体計画）

### 【騒音・振動】

1の方は、すみません。先ほどの大気等と共通意見になりますので、読み上げの方は省略させていただきます。

（全体計画）

### 【騒音・振動】

2 大会開催中には多くの大会関係車両が走行し、周辺地域沿道に騒音等の影響を与えるおそれがあることから、関係車両の稼働台数を明らかにした上で、フォローアップにおいて稼働状況を報告すること。

（全体計画）

### 【騒音・振動】

3 会場周辺及びラストマイルにおいては、競技の実施に伴う様々な音が発生し周辺住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがある。ここでは、テストイベントを活用した実地検証を行い円滑な大会運営のための取組を推進することとしていることから、その検証結果を記載すること。また、新たな対策を取りまとめた場合はその内容を記載すること。

4つ目の意見につきましても、大気等と共通になりますので、読み上げの方は省略させていただきます。

騒音・振動に関する意見につきましては、以上の4件になります。

意見についての説明をさせていただきます。

まず、1件目の意見についてでございます。大気等と共通意見ということになりますが、評価書の199ページをご覧くださいませでしょうか。騒音・振動のところ「(2) 予測」の5)のアの部分になります。関係者等の移動による道路交通騒音ということで、大気等の部分と同様、関係者輸送ルートの設定を高速道路ですとか交通容量の大きい道路を優先して行っているということで、一般道路沿道への騒音の低減効果があるということがこちらで記載されております。

また、可能な限り低公害、低燃費車を活用することですとか、エコドライブの周知徹底、

先程もありましたけれども、公共交通機関、シャトルバスによる輸送を行うことが記載されておりまして、これらのことから、関係車両の走行に伴う騒音を極力低減できると予測されているところになります。

ただし、先程大気等で御説明させていただきましたとおり、競技施設の周辺には住宅ですとか、教育施設、福祉施設、医療機関と、こういった環境上配慮すべき施設が存在しているということもございますので、先程の大気と同様、2019年夏の試行も踏まえ、ミティゲーションを充実させていただきたいということですか、関係車両の走行に当たっては、周辺地域への環境負荷の一層の低減に努めていただきたいということを1件目の意見としております。

次に、2件目の意見でございます。今、御説明させていただいたこととも重なりますけれども、大会開催中には多くの関係車両が走行いたしますので、これによって周辺地域、沿道に騒音等の影響を与えるおそれもございます。そのため、評価書において、関係車両の稼働台数を明らかにしていただいた上で、フォローアップにおいてその稼働状況を御報告いただきたいということが2件目の意見でございます。

次に、3件目の意見で、200ページをご覧くださいませでしょうか。こちらでは、競技の実施に伴って発生する音が記載されております。例えば（ア）では競技会場周辺、（イ）ではラストマイル周辺で発生する音が記載されております。

例えば（ア）の競技会場周辺では、中段のところに①、②、③とございますけれども、陸上競技のスタートの合図ですとか、サッカー等でのホイッスルの音、また観客の歓声など、こういった競技の実施に伴って発生する音というものが予測されているところになります。

（イ）のラストマイルの部分では、観客の誘導のためのアナウンスですとか、ミストファンの音、また報道の車両ですとか報道のヘリコプターの音など、こういったラストマイル上で発生する音というものが予測されております。

これに対しまして（ア）（イ）それぞれの部分で、後半の部分で記載がありますが、大半の会場ではこれまでも類似の競技大会が行われているということですか、テストイベントを都と組織委員会、連携のもと行うこと、また、周辺住民の方に対してはスケジュールの事前周知を図ることなどが記載されております。

一方で、200ページの一番下の行に記載がございますけれども、馬事公苑、武蔵野の森総合スポーツプラザ、東京スタジアム、横浜国際総合競技場及び埼玉スタジアム2002については、歩行者ルート沿いに住居が分布しているということがございます。こういった住宅が分布し

ているというような会場もございまして、このように会場周辺ですとかラストマイルで競技の実施に伴って発生する音が、周辺住民の生活環境に影響を与えるおそれがございますので、テストイベントを活用した実地検証の結果を記載するとともに、新たな対策を取りまとめた場合は、その内容を記載していただきたいということを3件目の意見としてございます。

次に、4件目の意見でございます。こちらは競技の方の騒音・振動に関する意見で、競技の 대기等と共通の意見となっております。

競技の方のページ、693ページをご覧くださいませでしょうか。またロードレースの方を例として御説明させていただきますけれども「(3) ミティゲーション」としまして、こちらの3ポツ目の方で「テストイベントを活用した実地検証を東京都と組織委員会が連携して行い、円滑な大会運営のための取組を推進する」というふうに記載がございます。こちらにつきましては、ほかの陸上競技の騒音・振動の項目の中のミティゲーションの部分でも同様の形で記載されております。

この様に、 대기等の項目と同様に、テストイベントを活用した実地検証を行うとしていることから、この検証結果を明らかにするとともに、新たな対策を取りまとめた場合はその内容を記載いただきたいということを4件目の意見としてございます。

騒音・振動の意見に関する説明については以上になります。

○柳会長 それでは、御担当の山本委員から、ただいまの説明についての補足をお願いいたします。

○山本委員 少し繰り返しになりますけれども、1番につきましては、説明のとおりということですが、これはひとまず輸送テスト、2019年の試行を踏まえて、十分、分析を行って、それを生かして下さいということで、それによるミティゲーションと一層の環境負荷の低減に努めて下さいということになります。これは 대기と同じとなります。

2番目ですが、これは沿道の騒音が一つ対象になってきます、大会関連車両が走行することになるのですが、予測は予測としてありますが、フォローアップの手法として、関係車両の稼働台数等を明らかにしていただきたいということです。フォローアップでは通常、騒音測定するというのが一番普通なのですが、大会開催中はいろんな制約があったり、セキュリティーの問題があって、そういうことはちょっとできないということですので、沿道騒音というものが稼働する車両の種類、それから、台数といったものと非常に強い関連性を持っていますので、その稼働台数のフォローアップを報告していただきたいということです。

3番目ですが、これは少し毛色が違ってきます。大会期間中は、会場の周辺と最寄り駅までのエリアにつきましては、その非日常的な、音風景という言葉を使わせていただきますけれども、騒音とはちょっと区別して、音風景が繰り広げられるということです。これは車両の音、自動車の音もありますが、先ほど説明ありましたような、競技に伴うアナウンスであったり、人の誘導を行うための拡声機による誘導といったもの。それから、いろんな信号を使って人を移動させるとか、様々な音が存在することになります。どれが一概に騒音かということとはちょっとまた言えないわけなのですけれども、これについてもテストイベントを活用した実地検証を行って取組を推進するとしていますので、その検証結果を記載していただきたいということです。それで問題があれば、新たな対策についても記載して下さいということになります。

音風景なので、様々な音があって、騒音か騒音でないかというのは非常に判断が難しいのですが、問題が発生するという意味は、聴力損失を起こさせるような非常に大きな音が発生しているであるとか、それから、会話であるとか聴取妨害が発生しているであるとか、夜間ということはないと思いますが、睡眠妨害を発生させるような、そういう音があるとか、様々なものがあるのですけれども、問題が発生した場合にはその問題の種類とか内容について、十分、分析をしていただいて、それを生かしていただきたいという意見となっています。

それから、4番目もほぼ同じです。結局は都市オペレーションセンターであるとか、メインオペレーションセンターの活用をして、その結果を、どうであったかを明らかにしていただくとともに、新たな取組があればそれを記載して下さいということになります。

以上、こういう意見となっています。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、他に御意見、御質問はございませんか。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 済みません。。全体計画のところの関係車両の記述が 대기等でもありましたけれども、この関係車両の対象が、例えば199ページのところで見ますと、選手やメディア、観客及びスタッフの輸送のために関係車両の走行が生じるというふうに記載されていますが、アセスの対象になっております廃棄物等も、台数は少ないかもしれませんが、車両の走行は当然伴いますので、そちらの実績等についても、この関係車両等にちゃんとそれにも加えていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○柳会長 それでは、事務局の方でどうぞ。

○大塚設備調整担当課長 今回の谷川委員の御発言ですが、こちらにつきましても、御意見として伺いましたので、反映できるところについては反映していきたいと思っております。

以上でございます。

○柳会長 他にいかがでしょうか。

それでは、杉田委員、どうぞ。

○杉田委員 単純に質問なのですけれども、あちこちで関係機関、周辺住民への周知に関してなのですが、関係機関のホームページや広報紙など様々な媒体をというところで、この住民の中に、例えば学校ですとか、そういったものも含まれるのかということと、それから多分、騒音は特に周知がとても重要ではないかと。よく分かっていたら公的に苦情にならないというところもあるので、様々な媒体というのがどのようなものなのか、ちょっと知りたいということと、それから、この苦情を集めて共有するというのはどのぐらいの時間を考えていらっしゃるのかも、競技のすぐ当日なのか、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○柳会長 それでは、事務局の方でお願いします。

○オリパラ準備局 現時点で分かっている範囲でお答えさせていただきます。

周辺への周知というものでは、もちろん、学校も含まれております。様々な媒体というのは、まさに今、どこまでというのを検討しているところなのですけれども、前回、山本委員からも意見がございましたが、障害を持っている方とかも全て分かるように、色々そういうところも含めて、今、検討されているというふうに聞いてございます。

済みません。、もう一つございました。苦情のどれぐらいのタイムスパンかということなのですけれども、こちらも大会のオペレーションの中で、すぐに対応すべきものとかそういうものを分類して、きちんと上に上げていく仕組みとかを今、つくっているところでございまして、苦情の程度といいますか、それによって異なると思うのですが、今、その辺の伝達というか、対応の方法というのも検討されているところでございます。

○柳会長 杉田委員、よろしいでしょうか。

○杉田委員 はい。ありがとうございました。

○柳会長 それでは、他にいかがでしょうか。

他に御意見がないようですので「騒音・振動」につきましては、指摘の趣旨を評価委員意見案に入れることといたします。

それでは、続いて、中項目「安全・衛生・安心」の小項目「衛生」について審議を行います。

す。

こちらは、千葉委員に御担当をさせていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 それでは、資料3をご覧ください。  
読み上げさせていただきます。

資料3

### 審議資料

項目：安全・衛生・安心（衛生）

担当：千葉委員

### 意見

#### 【衛生】

- 1 東京の安全で高品質な水道水を実感してもらうために、全国初となる屋外型のボトルディスペンサー式水飲栓を東京国際フォーラムに設置しているが、大会中にこのような東京の水道水の安全性をどのように発信していくのか、取組内容を明らかにすること。

#### 【衛生】

- 2 大会で食品安全確保の手法として用いるHACCPについては、昨年の食品衛生法の改正により法定化されていることから、法令等に係る現況調査において、その概要等を記載すること。

#### 【衛生】

- 3 大会開催中の飲食物の提供業務を受託する事業者は、「東京2020大会において提供される飲食物の安全確保のためのガイドライン」に基づく事項を遵守するとあることから、食品衛生責任者の設置状況等、ガイドラインの詳細及びその取組状況を明らかにすること。

#### 【衛生】

- 4 日本では夏場は高温多湿の時期に当たり、飲食物に起因する食中毒のリスクが高い。また、大会中は多数の外国人が訪れることから、多言語による注意喚起など、大会における食品衛生に関するよりきめ細かな情報提供を行うこと。

衛生に関する意見につきましては、以上4件になります。

まず、1件目の意見について御説明させていただきます。評価書案の467ページをご覧ください

い。2つ目の段落になりますけれども「また」という形で始まる段落の少し上の部分になります。東京都では、国内外を問わず、より多くの方に高品質な水道水を実感してもらうために、全国初となる屋外型のボトルディスペンサー式水飲み栓を、こちらの下の方に写真がごございますけれども、こちらに示すとおり、東京国際フォーラムに設置してございます。この様に、東京の水道水の安全性を大会中においてはどのように発信していくのかを明らかにしていただきたいというのが1件目の意見でございます。

次に、2件目の意見で、471ページをご覧くださいませでしょうか。こちらの「ウ．東京2020大会での飲食提供」で、表が真ん中の方でございます。この表の中ですけれども、上から2つ目に「自主的衛生管理」とございまして、その概要が書かれた部分、1つ目のポツのところ、組織委員会が行う飲食提供における衛生管理には世界標準であるHACCPの手法を採用するというふうでございます。

このHACCPに関しましては、このページの下の方にも注釈がございまして、国は昨年、食品衛生法を改正いたしまして、このHACCPに沿った衛生管理を制度化しているところでございます。

一方、少しページをお戻りいただく形になりますが、468ページになりますが、こちらは現況調査のところの「イ．食品安全の取組状況」で「（ア）法令等の基準等」で、法令等に関する内容が記載された箇所がございまして、こうしたところにHACCPに関する説明も追記をいただきたいということが2件目の意見でございます。

次に、3件目の意見で、また少しページをお戻りいただいて、471ページをご覧くださいませでしょうか。先ほど見ていただいた表のところの下部分になりますが、こちらの方で、大会開催中の飲食物の提供業務を受託する事業者については、こちらに記載のあります、組織委員会が策定したガイドラインに基づいて、こちらの下の方にあります、ポツで掲げられた事項を遵守するというふうでございます。

こうした遵守事項の中で、例えば下から2つ目のところに「食品衛生責任者の設置」というものがございまして、この衛生責任者の設置がどういう状況かということなど、ガイドラインに掲げられている事項についての詳細ですとか取組状況を明らかにしていただきたいということが3件目の意見になります。

衛生の最後の4件目の意見についてでございます。大会開催中は、夏場、盛夏ということもございまして、高温多湿であるということで、飲食物に起因する食中毒のリスクが高くなります。また大会中、他国から多数の方が観客として、競技者として、関係者としてというこ

とで多数いらっしゃるわけですが、こうしたことを踏まえて、多言語で食中毒に関する注意喚起を行うなど、大会における食品衛生管理に関する情報をよりきめ細かく提供していただきたいということが4件目の意見でございます。

衛生に関する意見につきましては以上でございます。

○柳会長 それでは、御担当の千葉委員から何か補足がありましたら、お願いいたします。

○千葉委員 食品や飲料水の安全・安心ということで、非常に難しいといえますか、コントロールが難しい課題だと思います。

最初に、食品や飲料水の安全・安心というと、テロがとても心配だなと思ったのですが、それに関しては、東京2020大会において提供される飲食物の安全確保のためのガイドラインがあって、既にそちらの方で検討しているということで、この委員会の範疇ではないということで、ちょっと安心はした、ほっとしたのですが、実際は浄水場の一般市民への公開が6月に一日、ずっとあったのですが、東京オリンピックが決まってから、それを今、やっていません。ですから、やはりそういうこともテロに備えての、実施をやめたということで、確かに安全確保のガイドラインの一部ではないかと思えます。

それで、この1のところ、東京水が非常にいいということをさっき事務局から報告がありましたが、単に基準をクリアしてるというだけではなくて、もっとおいしい水にするための高度処理が行われているのです。それで「東京水」という銘柄で、ここの1階のコンビニでも500mlで103円で売っておりますので、私も買ってみましたけれども、他のものと比べておいしいかどうかはちょっと分かりませんが、そういうものを一般に市販しております。

2番目のHACCP。これは今、食品衛生の話をするときに避けて通れないほど重要な語になっています。さっき説明にありましたように、コーデックス委員会が提唱したものですけれども、アメリカのNASAが宇宙食に採用したことから、非常に一般的に食品業界でも採用されるようになってきて、日本でも食品業界の40数%が採用しているということです。

それで、このHACCP、統一した日本語がないようなのですが、危害要因分析に基づく必須管理点という日本語が用いられています。それで結局、抜取調査だと通り抜けてしまうものがあるので、そこを全部、各工程でチェックして安全を保ちましょうという取組です。

3番目の食品衛生責任者。食品衛生監視員というのは保健所などに在籍して、前からよく知られていますけれども、それとは別に食品衛生責任者という、知事の認可の資格があるわけです。それで、食品供給場所ごとに管理運営を行うということですので、兼任は可能ですが、かなりの数の食品衛生責任者が必要になってくると思います。その点、その辺の

状況がどうなっているかということです。

4番目の食中毒ですが、確かに夏の間、食中毒の発生は多いのですけれども、この評価書案にはノロウイルスの発生時期というふうに書いてありますが、ノロウイルスは多いのは冬場なのです。それから、夏場の食中毒ですけれども、数年前まではサルモネラとか腸炎ビブリオとか、明らかなピークがあったのですが、このごろは余り明らかなピークが見かけられなくなりました。それで、細菌による食中毒として一番多いのはカンピロバクターですけれども、これは焼き肉の十分焼けていないものを食べてカンピロバクターによる食中毒が起きるということで、焼き肉ですから、これはやはり夏は余り焼き肉はやらないかなと思うのですが、今のところ細菌による食中毒で一番多いのはカンピロバクターです。そのほか、寄生虫のアニサキスが多いです。

あと、ここにはないのですけれども、環境問題とあわせて、使い捨て容器の制限ということを考えましたが、これは廃棄物の方で取り扱うということです。

それから、付加価値として、食文化への理解を高めていただきたいということを、ここには表していませんけれども、そういうこともぜひできればいいなと思っています。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、他に何か御意見、御質問はございますか。

皆さんの席上にある、この水は「東京水」ですか。今、担当の方がいないので分からないですか。

○東條オリパラアセスメント担当課長 こちらの水につきましては、庁舎の中の給水器の水を使わせていただいておりますので「東京水」ではないかなというところです。

○柳会長 他に何か御意見、御質問はありますか。

浅野委員、どうぞ。

○浅野委員 防災を担当しているのですけれども、一通りいろいろと意見を言わせていただいたかなと思っていたのですが、やはり災害時の衛生対策で、特に今、ちょっと心配しているのはトイレではあるのですけれども、もし災害が起こった場合の衛生の問題を考えると、潤沢に水も使えない可能性もある中で、どうやって感染症を防いだりとかをしていくとかというのはかなり深刻にはなると思います。

そういう意味では要するに、例えば今の時期のインフルエンザの対策で、いろんなところでディスペンサー式の消毒薬なんかが、調理関係者だけでなく、いろんな施設に置かれた

りもしていますけれども、もしかすると、少しそうしたことも考えておく必要もあるのかなとか、会場の設備の、当然、各施設で清掃なども行われるわけですが、災害が起こったときの衛生対策についても、ある程度、スタッフの方に対応を、考えられるような研修みたいなものもやっておきませんか、かなり悲惨なことになるのかなというふうにはちょっと思って、一応、御意見を申し上げます。

以上です。

○柳会長 それでは、事務局の方、いかがでしょうか。

○大塚設備調整担当課長 今回の浅野委員の御発言ですが、御意見として伺いましたので、対応できるのであれば対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○柳会長 浅野委員、よろしいですか。

○浅野委員 いや、これも前回出たときに確か申し上げたと思うのですが、要は、災害が起こったときに一番恐れているのはトイレが使えなくなるということです。非常電源がある設備は何とか1日、2日いけるのかなと思いますけれども、帰宅困難者受入施設とか、そのほか、いろんな場所に、観戦に来ている人たちもいらっしゃるわけですので、要するにブラックアウト、停電になった場合には、配管がやられていなくても、こうした集合的な建物というか、大きな建物は水が送れなくなりますから、トイレが使えないという、一気に数千とか数万の人が施設の中で排せつ場所もまともにならない状態で時間を過ごすことになると思うので、大変なことになると思いますので、各施設、例えば一般の、指定避難所にも置いてあるような、し尿処理のための携帯トイレ、し尿を入れるための袋と凝固剤がセットになって、洋式の便座にかけて排せつをするようなセットですね。ああしたものがあらゆる施設にそれなりに備蓄をされているのだらうと思います。それはオリンピック期間中もそうですし、そうでなくても、そうした施設にはそれなりの資材は置いてあるのだらうとは思いますが、それも実際足りるのかどうかということもあります。

何より、し尿処理だけではなくて手洗いもできない状態になりますから、そうした対策もきちっと考えておきませんかと本当に悲惨なことに、しかも真夏ですから、どうにもならないと思いますので、そのあたりは本当に真剣に、実は防災のところでちょっと追加的に言わなければいけないと思っていたのですけれども、一応、衛生面も、そんなに簡単な話では多分ないのだらうということでコメントさせていただいた次第です。

○柳会長 それでは、事務局から、ただいまの意見について。

○東條オリパラアセスメント担当課長 今、浅野委員におっしゃっていただいた点、まさに衛生に関するお話ではございますが、この全体計画の図書で取り扱っている衛生というものが、水道水とか食品に関する衛生の問題になりますので、今、いろいろと御意見いただいた、御助言いただいたことについては、やはり消防とか防災とか、そういった防災面でこれから御審議いただく際のお話だったり、これからの図書を直していく際の参考にさせていただく形かなと思っております。

○柳会長 浅野委員、どうぞ。

○浅野委員 ありがとうございます。

おっしゃるとおりだろうというふうに思ったので、ここではどう発言するか、悩んだのですが、でも、そうはいつでも、やはり縦割りでやると大変なことになりますので、衛生対策については水の供給が非常に重要になりますので、災害時の人道支援の国際マニュアルも水と衛生を全部セットで議論しますので、関係者できちっと共有する。それは防災だから消防防災の方で、食品衛生だから食品衛生のところで、防災は関係ないというふうになると、多分、現場はうまく回らなくなると思いますので、そのあたりは、どう書くかどうかは別として、やはり縦割りにならないような体制にさせていただきたいと思えます。

以上です。

○柳会長 事務局、何かコメントはありますか。

○大塚設備調整担当課長 今の浅野委員の関係ですが、防災の方で審議いただくところというところでお願いしたいと考えております。

以上です。

○柳会長 平手委員、どうぞ。

○平手委員 ちょっと衛生とは関係がないような、関係するような話なのですが、イスラム圏向けのハラールの話というものはどこかに扱われているのでしょうか。食品衛生ではないにしても、食品の管理ということで大きな問題なので、ちょっとお聞きしたのです。

○東條オリパラアセスメント担当課長 この図書では衛生ということで、食品に関する安全性を扱っているのですが、直接的ではない部分はあるのですが、組織委員会の方で飲食提供に関して、色々取りまとめを行っておりますので、そちらの方で検討されているというふうに認識しております。

○柳会長 よろしいでしょうか。

○平手委員 はい。

○柳会長 他にいかがでしょうか。

それでは、御意見が他にないようですので「衛生」につきましては、指摘の趣旨を評価委員意見案に入れることといたします。

本日予定していました項目別審議はこれで終了いたしました。他の項目につきましては、次回以降審議いたします。

次に、議事2に入ります。

議事2は「お台場海浜公園」についてです。

評価書及びフォローアップ計画書についての報告をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 本件につきましては、10月に評価委員会で御審議をいただいた後、アセスメント実施者であるオリンピック・パラリンピック準備局の方へ環境局長意見を10月29日に送付しております。その意見を踏まえまして、オリンピック・パラリンピック準備局が評価書を作成し、11月14日に公表しております。

また、フォローアップ計画書も11月15日に公表されておりますので、この評価書とフォローアップ計画書をあわせてオリンピック・パラリンピック準備局の方から御報告させていただきます。

○大塚設備調整担当課長 それでは、お台場海浜公園の評価書及びフォローアップ計画書について説明いたします。

お台場海浜公園につきましては、ただいま御説明がありましたとおり、令和元年10月29日に受領しました環境局長意見を踏まえ、令和元年11月14日に評価書を環境局長に提出いたしました。

環境局長意見を踏まえた評価書の記載内容は、資料4「お台場海浜公園 環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連」に記載してございます。

また、この評価書で行った予測・評価に対する追跡調査を実施していくため、フォローアップ計画書を作成し、令和元年11月15日に環境局長に提出いたしました。今後、このフォローアップ計画書に基づき調査を行い、報告書をまとめていくこととなります。

それでは、資料4「お台場海浜公園 環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連」をご覧ください。

まず、1段目の「自然との触れ合い活動の場」の項目につきまして、2つの意見をいただいております。

内容といたしましては、1つ目として「計画地のお台場海浜公園は、自然との触れ合い活動

の場として広く利用されており、可能な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施することから、各工事の実施に当たっては、公園利用者に対し、対象となるエリア、工事内容、工事期間等の情報を現場に看板を立てるなどして分かりやすく提供すること」という御意見でございます。

これにつきまして、計画地のお台場海浜公園での仮施設設備の工事着手後から解体復旧工事が終了するまでの期間は、事前に公園利用者に対して公園内の利用制限が生じる工事内容を周知することを評価書の44ページに追記してございます。

御意見の2つ目として「樹木除去が必要な場合は大会後に極力原状復旧（復植）を行うとしていることから、フォローアップ調査で対象となる樹木の場所を図示するなど、実施状況を具体的に報告すること」という御意見でございます。

これにつきましては、原状復旧を行った樹木の場所を図示等をフォローアップ報告書で報告する予定でございます。フォローアップ計画書には、大会後に実施する原状復旧（復植）の実施状況についてフォローアップで確認することを評価書の44ページに記載してございます。

次に、「史跡・文化財」の項目につきまして、意見なしになっております。

資料に関する説明につきましては以上でございます。

続きまして、資料5「評価委員の主な個別意見と環境影響評価書との関連」をご覧ください。こちらは前々回の評価委員会でもいただいた、評価委員の主な個別意見への対応事項を整理したものでございます。

まず、1段目の「目的及び内容」において「仮施設として設置する水中スクリーンの内容や設置に伴う影響について説明が必要ではないか」という御意見をいただいております。

これにつきましては、評価書の10ページに水中スクリーンの設置位置や構造について追記してございます。

また、16ページには、水中スクリーンの設置及び撤去時に水の濁りが生じるような工種は実施しないこと、文化財である品川台場（第三台場）の現状を変更することなく、かつその保存に影響を及ぼさない工法を計画していることを追記してございます。

次に、2段目の「環境影響評価の項目」についてですが「記載内容に計画を検討中という表現が存在するが、検討の進捗に応じて表現を見直すべきではないか」という御意見をいただいております。

これにつきましては、評価書案以降の検討の進捗に応じて表現を見直してございます。

資料5に関する説明につきましては以上でございます。

続いて、フォローアップ計画の内容につきまして、担当の方から御説明いたします。

○オリパラ準備局 続きまして、フォローアップ計画書の内容について御説明をさせていただきます。お手元の「フォローアップ計画書（お台場海浜公園）」の23ページをご覧くださいませでしょうか。こちらにお台場海浜公園の工事の工程とフォローアップ調査の工程を整理してございます。

今回、お台場海浜公園の評価書では「自然との触れ合い活動の場」と「史跡・文化財」の2項目を対象としてございましたので、その2項目につきまして、大会前の仮設設備工事、それから、大会後の解体復旧工事の工事期間中を継続して、触れ合い活動の場、あるいは史跡・文化財の状況について、継続調査をして、実施する予定でございます。

現在、大会後の解体復旧工事の工事工程については検討中ではございますが、最終的なフォローアップ報告につきましては、2020年度内には御報告できると考えてございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、何か質問はございますか。

寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 水中スクリーンの設置の問題なのですけれども、この記載で、53ページで「品川台場（第三台場）の現状を変更することなく、かつその保存に影響を及ぼさない工法を計画している」と書かれておりますが、一見、図を見ますとどうしても、第三台場から出発して網を引くような設置の仕方が楽なようにも感じられないことなのですけれども、具体的にどのような設置の仕方を考えられているのか、分かれば教えていただけたらと思います。

○柳会長 事務局の方でどうぞ。

○大塚設備調整担当課長 今回の寺島委員の御発言に関してですが、実際にどういうものを作るかについては正式には決まっておりますが、今の考え方ですと、品川台場の方に土のうを積んで、そこに乗せるような形でやっていきたいと考えておりますので、改変等を起こさないという内容でございます。

○寺島委員 お台場の石垣の周囲に土のうを積むという感じなのですか。

○大塚設備調整担当課長 そうです。周辺のところの石垣の手前というのですか、そこに土のうを積んで、そこに乗せるような形でやります。

○寺島委員 専門家がおっしゃられることですから心配ないと思いますけれども、よろしく

お願いいたします。

○柳会長 他にいかがでしょうか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 非常に細かいところなのですが、資料4の上の段で（p44参照）ということになっているのですが、実際には45ページなので、修正していただくといいと思います。44ページを一生懸命見てもどこにもないので、45ページの一番上に書いてあるように思います。

○柳会長 44ページの「9.1.3 ミティゲーション」のところですね。

○大塚設備調整担当課長 はい。ミティゲーションのところの（1）の2つ目のポツの2～3行目になります。

○中杉委員 いや、看板なんかを立てるという話は45ページの方に書いてあると思います。「評価書の記載内容」に「利用制限が生じる工事内容を看板の設置等により周知することを追記した」と書いてあるのは45ページだと思います。

○オリパラ準備局 ちょっと御回答いたします。

今回、この「評価書の記載内容」では、いただいている審査意見書の内容を踏まえまして、ミティゲーションとして、まず追記をしたところでしたので、ミティゲーションとして追記箇所である44ページの方をこの資料4では記載させていただきました。

評価のところにも記載がございますので、45ページの方にも記載があるというところでしたけれども、44ページとしたのはそういう意図でございました。失礼いたしました。

○中杉委員 分かりました。

○柳会長 よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特になければ、次の議題に移りたいと思います。

次に、議事3「大井ホッケー競技場」についてです。

フォローアップ報告書についての報告をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 大井ホッケー競技場につきましては、平成30年1月に評価書及びフォローアップ計画書を公表しております。このたび、フォローアップ報告書が11月15日に公表されましたので、オリンピック・パラリンピック準備局の方から御報告いたします。

○大塚設備調整担当課長 それでは、大井ホッケー競技場フォローアップ報告書（大会開催

前) について説明いたします。

大井ホッケー競技場につきましては、令和元年11月15日にフォローアップ報告書（大会開催前）を環境局長に提出してございます。

詳細につきましては、引き続き、担当から御説明いたします。

○オリパラ準備局 では、お手元の「フォローアップ報告書（大会開催前）（大井ホッケー競技場）」の内容について御説明をさせていただきます。

4ページをお開きいただければと思います。大井ホッケー競技場につきましては、オリンピックのホッケー会場として利用するという目的を持っているものでございます。

位置につきましては、品川区八潮4丁目及び大田区東海1丁目にございまして、5ページに位置図を示させていただいてございます。

では、26ページをお開きいただければと思います。今回のフォローアップ調査に関しましては、大会開催前の時点におけます生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、エコマテリアル、公共交通へのアクセシビリティ及び交通安全の9項目を対象としてございます。

まずは、生物の生育・生息基盤で、35ページの方に書いてございます。

予測した事項としましては、生物・生態系の賦存地の改変の程度、新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度ということでございます。

41ページをお開きいただければと思います。生物・生態系の賦存地の改変の程度につきましては、現状の生物・生態系の賦存地の一部が改変されるものの、既存の樹木の保存や移植を行うことによりまして、賦存地の保存が行われています。従いまして、賦存地の改変の程度は小さいというふうに考えてございます。

続きまして、新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度でございます。事業に当たりましては、既存樹木の保存や移植を行うことによりまして、可能な限り、生物の生育・生息環境の保全に努めております。既存の植栽との連続性を確保した移植というものを行ってございまして、あと、大会開催後に予定されております芝生地の設備と相まって、予測と同様の生物の生育・生息基盤が創出されるものと考えてございます。

続きまして、生物・生態系でございます。42ページをお開きいただければと思います。

予測をした事項につきましては、4点でございます。陸上植物の植物相及び植物群落の改変の内容及びその程度、陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度、生育・生息環境の変化の内容及びその程度、生態系の変化の内容及びその程度の4点でございます。

46ページをお開きいただければと思います。陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容につきましても、既存樹木の一部を伐採したものの、既存樹木の保存や移植を行いまして、既存の植物相及び植物群落の変化を最小限としております。

陸上動物の動物相及び動物群集の変化につきましても、既存樹木の一部が伐採され、樹林を主な生息地とする鳥類や昆虫類などの変化が考えられるものを、既存樹木の保存やその移植を行った上で、それらを生息地とする鳥類や昆虫類の生息環境を可能な限り保存して、動物相及び動物群集の変化を最小限にするように配慮してございます。

生育・生息環境の変化の内容及びその程度につきましても、既存樹木の一部を伐採したものの、既存のケヤキ等の保存、常緑広葉樹の移植を行うことにより可能な限り生育・生息環境の保全を行ってございます。また、移植に当たりましては、既存樹木等の連続性に配慮した形で行ってございます。

生態系の変化の内容及びその程度でございます。事業の実施に当たりましては、既存樹木の一部が伐採してございますけれども、それによりまして生態系の一部に変化が生じると考えられますが、既存のケヤキなどの保存、それから、常緑広葉樹の移植を行うことによりまして、可能な限り生態系の保全というものを行ってございます。

続きまして、47ページをお開きいただければと思います。緑でございます。

予測をした事項は2点でございます。植栽の内容の変化の程度、緑の量の変化の程度の2点でございます。

51ページをお開きいただければと思います。植栽内容の変化の程度につきましても、既存樹木の保存や移植を行うことにより、可能な限り植栽内容の変化の程度を最小限としてございます。また、大会の終了後に芝生地等として設備する計画であります。その設備後に現地確認を行い、今後のフォローアップ報告をさせていただきたいと考えてございます。

緑の量の変化の程度でございます。既存の樹木の一部が伐採されておりますが、既存のケヤキなどの保存や常緑広葉樹の移植を行うことによりまして、可能な限り緑の量の保全を行ってございます。

緑の量につきましても、植栽内容の変化と同様、大会終了後に芝生地等として設備する計画でございますので、それらも含めて今後のフォローアップ報告において報告をさせていただきたいと思っております。

続きまして、52ページ、景観でございます。

予測をした事項は3点でございます。主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変によ

る地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度、緑視率の変化の程度。以上、3点でございます。

63ページをお開きいただければと思います。主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化についてでございますが、第一球技場、第二球技場とも、既存の施設が位置する敷地内での設備や改修でございます。従いまして、現況の主要な景観構成要素の方に大きく変化を及ぼすものではないというふうに考えてございます。

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度でございます。戻っていただきまして、55ページをお開きいただければと思います。

55ページには、評価書でつくりました予測、上段の方に写真を入れてございます。下段の方はフォローアップ調査の結果で撮りました写真でございます。写真自体、少し遠目でございますので分かりにくいところはあるかと思っておりますけれども、第一球技場、第二球技場とも、周辺の樹木に遮られて見えないという状況でございます。

同様に、56ページ、57ページ、58ページと、評価書時点の眺望の変化の状況を確認してございますが、やはり新たな施設は眺望を確認できないという形で、眺望に大きな変化はございません。

それから、近景のところは、59ページに写真を入れてございます。これはメインスタジアム、メインスタンドが見えるようなところで、予測の結果とフォローアップ調査の結果、ほぼ同じような状況で見えている状況になってございまして、眺望の変化の程度というものは余り大きくない、予測結果ともおおむね同様であったと考えてございます。

63ページにお戻りいただきまして、緑視率の変化の程度でございます。

緑視率の変化につきましても、同様に写真を入れてございます。61ページを御確認いただければと思います。

緑視率の変化につきましては、予測結果と同様、若干、緑視率が減少すると考えられますけれども、公園周辺の地点においては、緑視率はほぼ変化をしないというところがございしますので、緑視率の変化に対する影響は少ないものと考えてございます。

続きまして、64ページをお開きいただければと思います。自然との触れ合い活動の場でございます。

予測した事項は3点でございます。自然との触れ合い活動の場の消滅の有無または改変の程度、自然との触れ合い活動の阻害または促進の程度、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度でございます。

68ページをお開きいただければと思います。まず、自然との触れ合い活動の場の消滅の有無または改変の程度でございますが、今回、既存樹木の一部が伐採されておりますけれども、そのほかの既存樹木の保存、それから、常緑広葉樹の移植を行うことにより可能な限り自然との触れ合い活動の場の保全を行っているところでございます。

それから、自然との触れ合い活動の阻害または促進の程度で、前のページ、67ページに写真を入れてございます。中段のところ、交通整理員、それから、迂回路等々を入れてございます。このようなミティゲーションを行うことによりまして、あと、工事の状況につきましても看板等で周知することによりまして、自然との触れ合い活動の阻害を最小限に抑えるような形で工事を実施してございます。

それから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響でございます。基本的に、利用経路に直接改変というものは及ぼしてはいたないのでございますが、工事用車両の走行が考えられておりますので、その工事用車両の走行については、極力、公園利用者の経路と重複しないような位置をとる。それから、一部重複するような区間におきましても、迂回路の設置等々、歩車分離を含めた交通安全対策を行っており、利用経路に及ぼす影響を極力小さくしているという状況でございます。

続きまして、69ページをお開きいただければと思います。廃棄物でございます。

廃棄物につきましては、廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法などということを予測してございます。

74ページをお開きいただければと思います。建設発生土につきましては、1万580m<sup>3</sup>発生してございます。再資源化率は100%ということで処理を行ってございます。

また、コンクリート・アスファルト塊、コンクリート塊、建設発生木材等々が発生してございますが、これらにつきましても再資源化率は100%ということで処理を行ってございます。

工事に当たりましては、解体に伴いまして一部アスベストが確認されてございます。このアスベストにつきましては、大気汚染防止法に基づきまして、適切に解体作業、それから、保管及び処分というものが行われてございます。

続きまして、75ページをお開きいただければと思います。エコマテリアルでございます。

予測した事項は、エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度でございます。

78ページをお開きいただければと思います。上段の方に写真を何点か入れさせていただいてございます。

今回、建設工事に当たりましては、東京都の環境物品等調達方針。これに基づきまして、

極力、エコマテリアルの利用を図っておるところでございます。

続きまして、79ページをお開きいただければと思います。公共交通へのアクセシビリティでございます。

予測した事項につきましては、工事用車両の走行に伴う会場から公共交通機関までのアクセシビリティの変化の程度でございます。

82ページをお開きいただければと思います。

工事用車両の走行に当たりましては、上段左上の写真に示しておりますとおり、出入口に交通整理員を配置するなど、ミティゲーションを実施することによりまして、歩行者の通行への影響を最小限にとどめてございます。

では、83ページをお開きいただければと思います。交通安全についてです。

交通安全につきましては、アクセス経路におけます歩車動線の分離の向上または低下など、交通安全の変化の程度についてを予測してございます。

87ページをお開きいただければと思います。工事用車両の走行に当たりましては、先ほど申し上げましたとおり、出入口に交通整理員を配置するなどのミティゲーションを実施してございます。それから、公園内の園路等の道路におきまして、一部、一時的に通行規制というものが生じることがございましたけれども、適切な迂回路を設けて、一般歩行者の安全を確保したことを確認してございます。

最後で、88ページをお開きいただければと思います。その他の項目に関するミティゲーションの実施状況でございます。

2点でございます。1点目、土壌でございますが、工事の実施に当たりましては、新たな汚染土壌は確認されておられません。

また、史跡・文化財につきましても、工事实施に当たりまして、新たな史跡・文化財は確認されていないという状況でございました。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、何か御質問等がありますか。

中口委員、どうぞ。

○中口委員 生物の生育生態系関係でちょっと質問させていただきたいのですが、例えば37ページの、地図を見るのが一番いいのかなと思うのですが、ミティゲーションの一手段として、たびたび移植とか、連続性に配慮した移植ということで、そのエビデンスとなる

ような移植の写真等は載せていただいているのですけれども、実際に空間的な配置で、どこからどこへ移植をされたのかということについて、分かりましたら教えていただきたいと思っています。

○柳会長 事務局、いかがでしょうか。

○オリパラ準備局 移植先につきましては、保存に関しましては38ページに入れさせていただいてございますけれども、これが保存した樹木、あと、保存樹木の中の移植した樹木ということで、図の中の中段やや左のところにタブノキとクロガネモチ。これを移植してございます。あと、右上の方に、ユズリハ、イスノキ、ヤマモモを移植して配置をさせていただいているところでございます。

○中口委員 そうしますと、この38ページの図というのは、37ページでの一部ですね。この野球場の上の一角のところを拡大したものです。それ以外のところで移植なり伐採などは行っていないということよろしいのでしょうか。

○オリパラ準備局 今回、工事に当たりましたのは37ページの方、ちょっと見にくいのですが、中段やや右のところに「メインスタンド」と書いてあるエリア。これが38ページに拡大している図面でございますが、このエリアと、37ページの方で、そのやや下のところに「サブピッチ」と書いてあるところ。この2カ所でございます。メインスタンドのところは第一球技場という言い方をしてございまして、下のサブピッチのあるところを第二球技場という言い方をしてございます。

それで、樹木の伐採、移植等々を行ったものをこの第一球技場の方、つまり38ページに拡大した図面のところだけでございまして、第二競技場の方は観客席等々を、設備系を多少いじったぐらいで、樹木等の移植というものは、樹木等には手を加えていないという状況でございます。

○中口委員 分かりました。

○柳会長 他にいかがでしょうか。

それでは、谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 すみません。71ページの廃棄物なのですけれども、こちらの方は調査結果だけしか書いてなくて、予測したときのそれぞれの廃棄物の量が出ているはずなので、やはりそれをこのフォローアップのときにはしっかり書いていただくことをしないとちょっと、この予測結果が妥当かどうかというのは分からないので、その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、予測時のとき、ちょっと私、忘れてしまったのですけれども、アスベストがあるということで予測したのでしょうか。それとも、アスベストが見つかった場合についてはちゃんと適正に処理しますということだったのか。その辺、ちょっと教えていただければと思います。

○柳会長 いかがでしょうか。

○オリパラ準備局 今回、フォローアップ報告の方は、どれぐらいの資源化率でやったのかということのを重要視しまして、資源化率の方だけで示させていただきました。御指摘の内容については、今後配慮させていただきたいと思っております。

○谷川委員 排出量というのは非常に今後重要になっていきますので、それと予測と、増えたのか、それとも減ったのかとか、そういうことも非常に重要ですので、資源化のところだけで100%という、いい数字だけ集めるようなことはちょっと避けていただきたいと思います。

アスベストの方でも、これは大気汚染防止法に基づいてというのは当然なのですけれども、あと、ちゃんと適正に処理して、特別管理産業廃棄物としてどういうふう処理したのかとか、やはり有害廃棄物ですので、そういうものについてもしっかりフォローアップでやっていただきたいと思います。

それから、すみません。ちょっと細かくて申し訳ないのですけれども、産業廃棄物に関してはマニフェストで管理しているはずですから、マニフェストベースでの廃棄物の種類で集計すれば簡単にできるわけです。そうすると、その他の建設廃棄物という上に書いてあるものと、では、一体何なのかというのがよく分からないものですから、それで最初に予測したときにどういう予測を、排出量を予測されたのか。それによって実際に出たものがちょっと、そのとおりにいかなくてこういう区分になりましたという一貫性を持ってフォローしていただきたいということなのです。

○オリパラ準備局 では、先ほどのアスベストの件で、予測のときにはアスベストが出てくるというのはちょっと想定はしてございませんでした。ただし、ミティゲーションの中である程度想定しておりまして、その上でミティゲーションの中で、具体的にどのぐらいの、レベル1か、レベル2か、レベル3かというのが分からなかったところもございまして、ミティゲーションの中でそれを確認して適正に対応するというので、今回はそれを確認して、適正に処理をさせていただいたところでございます。

○谷川委員 今、おっしゃったような、そういうプロセスは非常に大事ですので、やはりきちんと予測結果と、それから現実と、こういうふうに対比していただきたいと思います。

タイトルも、予測結果とフォローアップの調査の比較というふうになりますので、きちんとそれは書いていただきたいと思います。

○柳会長 それでは、中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 比較をしていただいて、もし変わらなければ予測どおりだったでもいいのですが、変わったときは何で変わったのかというのはやはり見ていただく必要があるのだと思うのです。

それともう一つ、多分、大気汚染防止法で特別管理産業廃棄物の話までは入ってこないで、大気汚染防止法及び廃棄物処理法に基づきというふうには書かないと正確ではないと思いますので、確認して下さい。

それから、緑の方で、例えば動物相について、動物群集の変化を最小限としたというふうには書いてありますけれども、最小限となるようにやったということは分かるのですが、これは将来的に、この後、動物の調査をやって、このぐらいだったというのは、調査をやっても分からないのかもしれないけれども、調査をやられるつもりがあるのか、ここにとどまるのかというのをちょっと教えていただけますか。

○オリパラ準備局 今回、大会開催前のフォローアップ報告ということで御報告させていただきました。

フォローアップ報告書の33ページをお開きいただければと思います。今後のフォローアップの計画という形で、大会開催中・開催後のフォローアップも予定してございますので、それらの中でまた御報告をさせていただければと思ってございます。

○柳会長 中杉委員、よろしいですか。

○中杉委員 今のところのお話ですが、やる予定にしておられるのかどうかということを私は聞いたのですが、今、決まっていなかったら決まっていなくて結構ですけれども、多分、こういうふうに後が続きますと言って、続いたときに報告しますと言って同じものが出てくれば、やらなかったという話なので、今の予定はどちらなのでしょうということをお聞きしたのです。

○オリパラ準備局 今後のフォローアップの中で現地踏査を行いまして、植生ベースの比較というものをしていきたいと考えてございます。

○柳会長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

他に御発言がないようですので、これをもちまして、本日の評価委員会は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(午後6時50分閉会)